

令和3年度 第1回旭川市都市計画審議会会議録

議案第1号 旭川圏都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

議案第2号 旭川圏都市計画汚物処理場の変更

事務局より説明

ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）および汚物処理場について、施設の位置及び区域が都市計画上支障ないかについての審議となる。（詳細は別途資料のとおり）。

（委員）

都市計画施設の区域については、「増築、改築、移設に必要な土地を予め確保しておくことが望ましい。（P5）」とあり、今回都市計画決定するごみ処理場および汚物処理場の区域は十分確保されているとの説明があった。

平成8年に都市計画ごみ焼却場の区域内に併設施設としてごみ処理場を稼働させているが、現状建替用地が確保出来ずに移設せざるを得ない状況を考えると、当時の判断が適切だったのか不明なため、見解を伺いたい。

（事務局）

現ごみ処理場は、当初ごみ焼却場の施設として昭和49年に建てられた旧西清掃事業所である。

都市計画ごみ焼却場区域内ではあるが、費用対効果と施設有効活用を目的とし、焼却場の併設施設として改修し稼働させている事情があるが、本来はごみ焼却場の移築や改築等に必要な土地として都市計画決定している。

（委員）

そういった事情があり、現在の都市計画ごみ焼却場の区域が、ごみ処分場の施設区域まで想定していないことについて了解した。

次に位置の選定について、「災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない（P6）」とあるが、ハザードマップの浸水区域となっている。旭川市リサイクルセンター整備基本計画のパブリックコメントにおいても、その点を懸念している声もある。

今後具体的な安全対策としてP12に示されている4つの対策を図るとの説明があったが、具体的なイメージが出来ないため、詳しくご説明願いたい。

（事務局）

想定される浸水域は0.5～3.0mとあるが、施設配置予定箇所の浸水深は1.2m程度と想定

されている。対策としては、施設建設時に現状地盤面から 50 cm あげることや施設稼働する上で重要となる電気施設については建物の 2 階に設置することにより、浸水した場合においても施設電気施設は水の影響を受けないよう設計を進めている。このほかにも施設の耐震性や非常時の電力の確保を行う予定である。

(委員)

パブリックコメントでは非常用電源として太陽光発電を活用してはとの意見もあった。

(事務局)

今後の設計作業の中で検討していきたいと考えている。

(委員)

電気施設等が浸水深以上となることにより、浸水時においても一時的な稼働停止で収まる点については理解する。処理対象物の流出対策も重要となると思われるが、その対策について説明願いたい。

(事務局)

今回設置する施設については、一般家庭から収集する缶・瓶の選別処理を行う施設であることから、作業効率等を考慮すると 1 階に収集物が集積されるが、近文リサイクルプラザと比較すると集積場所にもゆとりがある為、集積物の積み上げ方などで工夫し、災害時に流出しないよう対策する予定である。また、選別処理においては薬品等を使用しないため、有害物質は発生しない。

(委員)

平成 31 年 4 月に市で示している中間処理施設整備基本構想では、その他金属類や電池なども処理する想定となっている。

(事務局)

平成 31 年 4 月中間処理施設整備基本構想の後に、旭川市リサイクルセンター整備基本計画を策定しており、乾電池に関しては従来通り廃棄物処分場集積することとなった。

(委員)

そのような変更事項があるのであれば、市HPに中間処理施設整備基本構想をそのまま掲載するのではなく、基本構想策定後の変更事項等を注意書き等で説明しなければ、市民の誤解に繋がる。

(事務局)

変更点がある点について、表記修正にて対応したい。

(委員)

都市計画変更の新旧対照表において、汚物処理場の処理能力が 360kl から 150kl に変更されている理由について説明願いたい。面積も大幅に減り、それに伴い処理能力も減るように見えるが、将来的に必要な汚物処理能力は満たしているのか。

(事務局)

平成 23 年に汚物処理場の機器更新に伴い、汚物（汲み取りし尿、浄化槽汚泥）の処理能力の検討を行っている。その時点で、下水道整備が進んでいる影響等もあることから必要とする汚物処理場の処理能力が見直され、最大 360kl から 150kl に変更されている。

また、現状の処理能力 150kl の施設規模であれば、縮小後の面積においても建て替え等の対応は可能だと考えている。

都市計画法における決定事項は「名称、位置、面積」であり、補足説明として、施設概要などを示す「備考」の部分の訂正は都市計画法上の変更手続きが求められるものではないことから、今回の面積変更に合わせて備考欄の訂正を行うものである。

(委員)

平成 23 年の機器更新時点で処理能力が変更し、実態として施設が変わっているのであれば、都市計画法上の手続きは不要だとしても、適宜修正すべきではないか。

(事務局)

ご指摘のとおり適宜修正すべき内容であるが、法律上諮問し、審議事項とする内容でもないことから、これまで訂正していない状況である。

(委員)

都市計画決定時に都市計画審議会に説明していた内容と、現状が変わっていくものであれば、変更が判明した時点で「報告」事項とするなど、対応を検討していただきたい。

(事務局)

法律上都市計画変更事項ではない場合においても、報告や情報提供するなど対応する。

(委員)

浸水区域に市の施設を新たに建てるのであれば、災害対策が不十分ではないか。

頻発する異常気象の増加を考慮すると、浸水するものだと考えて設計すべき。

数十年使う施設であるのであれば、2階に電気施設とし1階は浸水するという考えではなく、施設自体の嵩上げや、隣の汚物処理場を守るような設備も含めて検討すべきでは。

(事務局)

今回予定している施設の2階部分は6mとなる。

現地盤面より50cm嵩上げされ、施設自体の高さもあるため、今後は開口部部分の向きを考慮することや、敷地内の排水など含めて検討したい。

(委員)

平成8年に改修した近文リサイクルプラザが移転しなければいけない点についても疑問である。

(事務局)

昭和49年に建築した清掃事業所を平成8年に改修した施設であるため、老朽化による維持管理費が増大し、選別工程の効率化等の課題もあったことから、移転が必要であると判断した。

(委員)

コンクリート躯体は80年は使用できる。まだ使用できるのでは。

平成8年に適切に缶・瓶等の処分量の想定が誤っていたから、新施設を必要としているのでは。人口も増えずにいる状況下でなぜそのような判断となったのか。

国立社会保障・人口問題研究所の統計だと2060年は20万人を切る。そういった視点で建設すべき。

新施設の建設費と現施設の延命化はいくらかかるのか。

(事務局)

施設建設費の概算は26億円である。延命化した場合の詳細な費用は算出していないが、機器類更新でも10億以上、それに加えて建物の長寿命化費用が生じることとなる。総合的に勘案し、長期的に利用可能となる新設を選択している。

(委員)

施設が缶・びん選別に限られている点についても疑問である。なぜ複合施設とならないの

か。

(事務局)

旭川市におけるごみの選別・収集運搬の体制を考慮している。また、地域の交流スペースも設置するとともに環境に関する教育等に取り組める施設とする。

(委員)

支所・図書館・公民館などの機能があれば、費用が増大しても市民の理解が得られるのでは。

洪水すると修繕が必要となる施設を建ててよいのか。説明不足だと感じる。

(事務局)

施設については、洪水が収まれば速やかに稼働開始出来る。

災害時の安全対策に関する説明不足については、事務局側の反省とし、各委員から頂いた、懸念事項については、今後の具体的な設計および運用面に反映していきたい。

(会長)

今回の審議にて説明された、施設の機能や安全対策等については、今後市民に適宜情報提供をお願いしたい。

(事務局)

了解しました。

(委員)

令和2年に委員となってから初の審議会となったが、今後の都市計画審議会の予定について確認したい。

(事務局)

都市計画審議会は今回のような都市計画決定案件のほか、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定の際に審議していただく会のため、どうしても年度によって開催頻度に差が出てしまう。現段階ではこの後報告させて頂く令和5年度の立地適正化計画の見直し以外に案件は無いが、突如実施する可能性もあるためご了承願いたい。

(会長)

他に質問等がなければ、第1号議案および第2号議案については当審議会から(事務局)の

提案に同意することを答申してよろしいか。

各委員

よろしい。

報告第 1 号 立地適正化計画の見直しについて

旭川市立地適正化計画は、平成 29 年に改定した旭川市都市計画マスタープランの都市整備の目標である「持続可能で安心快適なまちづくり」を具体的かつ戦略的に推進するための計画として H30. 2 に策定した。

近年の激甚化する自然災害を受けて都市再生特別措置法が令和 2 年に改正されていることや、ハザードマップなどの防災情報が更新されていることを踏まえ、令和 4 年度より本計画見直しに向けた検討業務を進める。（詳細は別添資料のとおり）

（委員）

立地適正化計画の見直し（案）について、当審議会委員に対する意見聴取等を行う予定はいつ頃か。

（事務局）

令和 4 年度から事務局で分析を進め、令和 5 年度に数回に亘り審議していただく。

（会長）

報告事項については当審議会からの答申はないため議事を終了する。

全ての審議が終了したので、これで令和 3 年度第 1 回旭川市都市計画審議会を閉会する。